

令和 7 年度 指定障害福祉サービス事業者等指導調書

No.21 指定障害児相談支援

事業所の名称			
事業所の所在地	鹿児島市		
事業者の名称			
事業所番号	4 6 7		
指導年月日	令和 年 月 日 ()		
指導調書作成担当者			
立 会 者 (事業所側)	職名	氏名	
	職名	氏名	
	職名	氏名	
連 絡 先 等	電話		
	F A X		
	Eメール アドレス		
	H P アドレス		
指 導 監 査 課 (市)	職名	氏名	
	職名	氏名	
	職名	氏名	

※ 太枠内のみ事業所においてご記入ください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

＜過去３年の出席状況＞

令和	年度・・・	(	出席	・	欠席	)
令和	年度・・・	(	出席	・	欠席	)
令和	年度・・・	(	出席	・	欠席	)

- 集団指導は、毎年開催し、指定障害児相談支援の取扱い、給付費に係る請求の内容、制度改正内容、障害児虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

《目 次》

I 運営指導当日準備する必要書類

II 主眼事項及び着眼点（指定障害児相談支援）

第1 基本方針	6
第2 人員に関する基準	
1 従業者の員数	6
2 管理者	10
第3 運営に関する基準	
1 内容及び手続の説明及び同意	12
2 契約内容の報告等	14
3 提供拒否の禁止	14
4 サービス提供困難時の対応	16
5 受給資格の確認	16
6 通所給付決定の申請に係る援助	16
7 身分を証する書類の携行	16
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	16
9 利用者負担額に係る管理	18
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	18
11 指定障害児相談支援の具体的取扱方針	20
12 テレビ電話装置等を活用	28
13 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	28
14 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知	28
15 管理者の責務	28
16 運営規程	30
17 勤務体制の確保等	34
18 業務継続計画の策定等	36
19 設備及び備品等	38
20 衛生管理等	40
21 掲示等	42
22 秘密保持等	44
23 広告	44
24 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止	44
25 苦情解決	46
26 事故発生時の対応	48
27 虐待の防止	48
28 会計の区分	50
29 記録の整備	52
30 電磁的記録等	52
第4 変更の届出等	54

第5 給付費の算定及び取扱い

基本事項	56
1 障害児相談支援費	56
2 利用者負担上限額管理加算	64
3 初回加算	64
4 主任相談支援専門員配置加算	64
5 入院時情報連携加算	70
6 退院・退所加算	70
7 保育・教育等移行支援加算	72
8 医療・保育・教育機関等連携加算	74
9 集中支援加算	74
10 サービス担当者会議実施加算	76
11 サービス提供時モニタリング加算	76
12 行動障害支援体制加算	78
13 要医療児者支援体制加算	80
14 精神障害者支援体制加算	80
14の2 高次脳機能障害支援体制加算	82
15 ピアサポート体制加算	84
16 地域生活支援拠点等相談強化加算	88
17 地域体制強化共同支援加算	88
18 遠隔地訪問加算	90

運営指導当日準備する必要書類

指定障害児相談支援

1	勤務表、出勤簿	有・無
2	資格証等	有・無
3	契約書、重要事項説明書	有・無
4	利用料金等の説明文書、パンフレットなど	有・無
5	受給者証（写）	有・無
6	サービス利用計画等	有・無
7	辞令又は雇用契約書	有・無
8	職員の研修の記録	有・無
9	業務継続計画	有・無
10	衛生管理等に関する記録	有・無
11	就業規則	有・無
12	秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書、誓約書など）	有・無
13	秘密保持に関する利用者の同意書	有・無
14	苦情解決に関する記録（マニュアル、処理簿など）	有・無
15	事故に関する記録（マニュアル、処理簿など）	有・無
16	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
17	損害賠償保険証書	有・無
18	変更届（控）	有・無
19	計画相談支援給付費請求書（控）	有・無
20	計画相談支援給付費明細書（控）	有・無
21	サービス提供実績記録票（控）	有・無
22	サービス提供証明書（控）	有・無
23	領収証（請求書）（控）	有・無
注 1 運営指導対象期間は、前年度 4 月 1 日から運営指導当日までですので、その期間に対応した上記書類を準備してください。 注 2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。		

(参考) 主な根拠法令等

区分	略 号	法 令 等 名
法	法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
政令	施行令	児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）
省令	(施行)規則	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）
	平 24 厚令 29	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年厚生労働省令第 29 号)
告示	平 24 厚告 225	指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成 24 年厚生労働省告示第 225 号)
	平 24 厚告 126	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 126 号)
	平 27 厚告 181	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 181 号）
	平 24 厚告 233	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 233 号）
	平 24 厚告 128	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 24 年厚生労働省告示第 128 号）
	平 30 厚告 116	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 116 号）
通知等	平 24 障発 0330 第 23 号	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号)
	平 24 障発 0330 第 16 号	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
【障害児相談支援】 第1 基本方針 (1) 障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行っているか。 (2) 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っているか。 (3) 障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っているか。 (4) 障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行っているか。 (5) 市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。 (6) 障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。 (7) 自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (8) 利用児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (9) 指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。 第2 人員に関する基準 1 従業者の員数 従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 (1) 障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置いているか。 ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
第一 基準の性格 1 基準は、指定障害児相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害児相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。 2 指定障害児相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害児相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、市町村長の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。 3 指定障害児相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定障害児相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。	運営規程 障害児支援利用計画 ケース記録 運営規程 障害児支援利用計画 ケース記録 運営規程 障害児支援利用計画 ケース記録 運営規程 障害児支援利用計画 ケース記録 関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類（ケース記録等） 自己評価資料 自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録 運営規程 研修計画、実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類 適正な援助をしたことが分かる書類、福祉サービス等の提供者との連携をしたことが分かる書類	法第24条の31 平24厚令29第2条第1項 平24厚令29第2条第2項 平24厚令29第2条第3項 平24厚令29第2条第4項 平24厚令29第2条第5項 平24厚令29第2条第6項 平24厚令29第2条第7項 平24厚令29第2条第8項
第二 指定障害児相談支援に関する基準 1 人員に関する基準 (1) 従業者(基準第3条) 指定障害児相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。 指定障害児相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。 ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定障害児相談支援事業所の他の	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 研修修了書	法第24条の31第1項 平24厚令29第3条第1項 平24厚告225

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
なお、相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合には、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとする。 (2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数（当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数の合計数）が35又はその端数を増すごとに1となっているか。 (3) (2)に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値となっているか。（ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。） (4) 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該事業所の職務に従事するものであつて社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置いているか。（ただし、<u>下記要件①②</u>をいずれも満たす必要がある。） この場合において、当該事業者は、当該相談支援員を、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させているか。 ① 下記のアからエに掲げる基準いずれかに適合しているか。 ア 専ら指定障害児相談支援の提供にあたる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修（平成24年厚生労働省告示第225号 第2号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した相談支援専門員を1名以上配置してこと。 イ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ウ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 エ 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、アに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ② 相談支援従事者現任研修を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する相談支援の業務に3年以上従事した者であつて、平成30年厚生労働省告示第116号別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものにより相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。 これは、例えば、指定障害児相談支援のサービス提供時間帯において、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。 これは、例えば、指定障害児相談支援のサービス提供時間帯において、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。 また、相談支援専門員が担当する障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所（法第21条の5の3第1項の指定に係る障害児通所支援事業所をいう。）、基準該当障害児通所支援事業所（法第21条の5の4第3項第2号の基準該当通所支援の事業を行う事業所をいう。）、指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定に係るサービス事業所をいう。）、指定障害者支援施設（同項の指定に係る指定障害者支援施設をいう。）又は基準該当障害福祉サービス事業所（同法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。）（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）の業務と兼務する場合については、指定障害児通所支援事業所等との中立性の確保や、指定障害児通所支援事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。（通所給付決定の更新又は通所給付決定の変更に係る障害児支援利用援助について同じ。） ① 身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合 ② 通所給付決定又は通所給付決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該通所給付決定等から概ね3ヶ月以内の場合（障害児支援利用援助とその直後の継続障害児支援利用援助は一体的な業務であること、また、指定障害児相談支援事業者の変更に当たっては障害児の保護者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。） ③ その他市がやむを得ないと認める場合 なお、相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合には、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとする。	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 障害児相談支援対象保護者の数の分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 障害児相談支援対象保護者の数が分かる書類	平24厚令29 第3条第2項 平24厚令29 第3条第3項 平24厚令29 第3条第4項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
2 管理者 指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(2) 管理者（基準第4条） 指定障害児相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定障害児相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。 また、指定特定相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。 なお、管理者は、指定障害児相談支援の従業者である必要はないものである。 これは、例えば、指定障害児相談支援のサービス提供時間帯において、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。 また、相談支援専門員が担当する障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所（法第21条の5の3第1項の指定に係る障害児通所支援事業所をいう。）、基準該当障害児通所支援事業所（法第21条の5の4第3項第2号の基準該当通所支援の事業を行う事業所をいう。）、指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定に係るサービス事業所をいう。）、指定障害者支援施設（同項の指定に係る指定障害者支援施設をいう。）又は基準該当障害福祉サービス事業所（同法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。）（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）の業務と兼務する場合については、指定障害児通所支援事業所等との中立性の確保や、指定障害児通所支援事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。（通所給付決定の更新又は通所給付決定の変更に係る障害児支援利用援助について同じ。） ① 身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合 ② 通所給付決定又は通所給付決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該通所給付決定等から概ね3ヶ月以内の場合（障害児支援利用援助とその直後の継続障害児支援利用援助は一体的な業務であること、また、指定障害児相談支援事業者の変更に当たっては障害児の保護者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。） ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合 なお、相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合には、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとする。	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	平24厚令29 第4条

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
3 従たる事業所を設置する場合における特例 (1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置しているか。 (2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員となっているか。	設置あり・なし いる・いない
第3 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意 (1) 障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者（以下「利用申込者」）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(3) 従たる事業所を設置する場合における特例（基準第4条の2） 指定特定相談支援事業所の指定は、原則として指定障害児相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。 ① 人員及び設備に関する要件 ア 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。 ② 運営に関する要件 ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。		平24厚令29 第4条の2 第1項 平24厚令29 第4条の2 第2項
2 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第5条） 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し適切な指定障害児相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定障害児相談支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定障害児相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである なお、利用申込者及び指定障害児相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 また、利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、P15の①から⑤を記載した書面を交付すること。	重要事項説明書 利用契約書（利用者または家族の署名捺印） 重要事項説明書 利用契約書（利用者または家族の署名捺印） その他利用者に交付した書面	法第24条の31 第2項 平24厚令29 第5条第1項 平24厚令29 第5条第2項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
2 契約内容の報告等 (1) 指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (2) 障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。 なお、モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。 ① 通所給付決定の更新や変更が必要となる場合 ② 障害児の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 3 提供拒否の禁止 正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容 ③ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定障害児相談支援の提供開始年月日 ⑤ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口 なお、利用申込者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 (2) 契約内容の報告等（基準第6条） 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。 また、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して障害児支援利用計画を作成したときは、市町村にその写しを遅滞なく提出しなければならないこととしている。 なお、モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。 ① 通所給付決定の更新や変更が必要となる場合 ② 障害児の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 (3) 提供拒否の禁止（基準第7条） 指定障害児相談支援事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者に係る障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合 ④ その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等である。 なお、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）別表の注12から注14の2に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している指定障害児相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児、医療的ケアが必要な障害児、精神障害を有する障害児又は高次脳機能障害を有する障害児の保護者からの利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。	契約内容報告書 市町村に提出したことが分かる書類（控え等） 適宜必要と認める資料	平24厚令29第6条第1項 平24厚令29第6条第2項 平24厚令29第7条

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
4 サービス提供困難時の対応 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	いる・いない
5 受給資格の確認 指定障害児相談支援は、現に通所給付決定を受けている障害児相談支援対象保護者に対する指定障害児相談支援の提供に際し、当該障害児相談支援対象保護者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援対象保護者であること、法第6条の2第9項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無及び通所給付決定の有効期間、支給量等障害児支援利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめているか。 なお、指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた障害児の保護者であることを確かめているか。	いる・いない いる・いない
6 通所給付決定の申請に係る援助 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	いる・いない
7 身分を証する書類の携行 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	いる・いない
8 障害児相談支援給付費の額等の受領 (1) 法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき平成24年厚生労働省告示第126号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。	いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(4) サービス提供困難時の対応（基準第8条） 指定障害児相談支援事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第8条の規定により、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。	適宜必要と認める資料	平24厚令29第8条
(5) 受給資格の確認（基準第9条） 指定障害児相談支援は、現に通所給付決定を受けている障害児相談支援対象保護者に対する指定障害児相談支援の提供に際し、当該障害児相談支援対象保護者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援対象保護者であること、法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無及び通所給付決定の有効期間、支給量等障害児支援利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。 なお、指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた障害児の保護者であることを確かめるものとする。	受給者証の写し	平24厚令29第9条 規則第1条の2の7
(6) 通所給付決定の申請に係る援助（基準第10条） 基準第10条は、障害児の保護者の通所給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該障害児の保護者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該障害児の保護者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。	適宜必要と認める資料	平24厚令29第10条
(7) 身分を証する書類の携行（基準第11条） 障害児等が安心して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。 なお、この証書等には、当該指定障害児相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	適宜必要と認める資料	平24厚令29第11条
(8) 障害児相談支援給付費の額等の受領（基準第12条） ① 法定代理受領を行わない場合 基準第12条第1項は、指定障害児相談支援事業者が、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際には、障害児相談支援対象保護者から法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した障害児相談支援給付費の額の支払を受けることとしたものである。	請求書 領収書	平24厚令29第12条第1項 平24厚告126

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
(2) 交通費の受領 (1) の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。 (3) 領収証の交付 (1) 及び(2) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。 (4) 利用者の事前の同意 (2) の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
9 利用者負担額に係る管理 指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第二十一条の五の三第二項第二号 に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	いる・いない 事例なし
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等 (1) 利用者への通知 法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。	いる・いない 事例なし
(2) サービス提供証明書の利用者への交付 8の(1) の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。	いる・いない 該当なし

チェックポイント	確認文書	根拠法令
② 交通費の受領同条第2項は、指定障害児相談支援の提供に関して、前項の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定障害児相談支援を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができることとしたものである。	請求書 領収書	平24厚令29 第12条第2項
③ 領収証の交付 同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合には、障害児相談支援対象障害者等に対して領収証を交付することとしたものである。	領収書	平24厚令29 第12条第3項
④ 障害児相談支援対象保護者の事前の同意 同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ることとしたものである。	重要事項説明書	平24厚令29 第12条第4項
(9) 利用者負担額に係る管理（第13条） 指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額に係る管理を行う場合の具体的な取扱いについては、別途通知するところによるものとする。	適宜必要と認める資料	平24厚令29 第13条 施行令第24条
(10) 障害児相談支援給付費の額に係る通知等（基準第14条） ① 障害児相談支援対象保護者への通知基準第14条第1項は、指定障害児相談支援事業者は、市町村から法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合には、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知することとしたものである。	通知の写し	平24厚令29 第14条第1項
② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第12条第1項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他障害児相談支援対象保護者が市町村に対し障害児相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。	サービス提供証明書の写し	平24厚令29 第14条第2項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
1 1 指定障害児相談支援の具体的取扱方針 (1) 指定障害児相談支援の方針は、第1の基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとなっているか。 ① 管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 ② 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 ③ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。 (2) 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1の基本方針及び1 1 (1)の方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとなっているか。 ① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 ② 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。 ③ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(11) 指定障害児相談支援の具体的取扱方針（基準第 15 条） 障害児に係るアセスメントの実施、障害児支援利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の実施状況の把握などの指定障害児相談支援を構成する一連の業務のあり方並びに及び当該業務を行う相談支援専門員及び相談支援員の責務を明らかにしたものである。 ① 相談支援専門員による障害児支援利用計画の作成（第 1 項第 1 号） 指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。 ② 指定障害児相談支援における障害児の意思の尊重（第 1 号第 2 号） 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮するものとしたものである。 ③ 指定障害児相談支援の基本的留意点（第 1 項第 3 号） 指定障害児相談支援は、障害児及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定障害児相談支援について障害児又はその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定障害児相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うこととする。 ④ 障害児支援利用計画作成の基本理念（第 2 項第 1 号） 障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。 ⑤ 継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用（第 2 項第 2 号） 障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、障害児の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。 ⑥ 総合的な障害児支援利用計画の作成（第 2 項第 3 号） 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点に立って作成されることが重要である。このため、障害児支援利用計画の作成または変更に当たっては、障害児及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定通所支援以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。	障害児支援利用計画 相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成していることが分かる書類 障害児又はその家族に説明を行った記録（面接記録等） 障害児支援利用計画 アセスメントを実施したことが分かる書類 障害児支援利用計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 障害児支援利用計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 （地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等）	平24厚令29 第15条第1項 平24厚令29 第15条第1項 第1号 平24厚令29 第15条第1項 第2号 平24厚令29 第15条第1項 第3号 平24厚令29 第15条第2項 平24厚令29 第15条第2項 第1号 平24厚令29 第15条第2項 第2号 平24厚令29 第15条第2項 第3号

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。	いる・いない
⑤ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行っているか。	いる・いない
⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。また、この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	いる・いない
⑦ 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第6条の2の2第8項 に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。	いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
⑦ 障害児等によるサービスの選択（第2項第4号） 相談支援専門員は、障害児等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該障害児等が居住する地域の指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供することにより、障害児等にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、障害児等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる障害児支援利用計画案を最初から提示することがあってはならない。	障害児又はその家族に情報提供した記録	平24厚令29第15条第2項第4号
⑧ アセスメントの実施（第2項第5号） 障害児支援利用計画は、個々の障害児の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に先立ち障害児のアセスメントを行わなければならない。 アセスメントとは、障害児が既に提供を受けている福祉サービス等や障害児の状況等の障害児を取り巻く環境等の評価を通じて障害児が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、障害児の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。 なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その障害児の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。	障害児支援利用計画 アセスメントを実施した記録	平24厚令29第15条第2項第5号
⑨ アセスメントにおける留意点（第2項第6号） 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、障害児やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。	アセスメントを実施した記録 面接記録	平24厚令29第15条第2項第6号
⑩ 障害児支援利用計画案の作成（第2項第7号） 相談支援専門員は、障害児支援利用計画が障害児の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、障害児支援利用計画案を作成しなければならない。したがって、障害児支援利用計画案は、障害児及びその家族の希望並びに障害児について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。 なお、当該障害児支援利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう障害児の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施により障害児支援利用計画及び指定通所支援の評価を行い得るようにすることが重要である。	障害児支援利用計画案 アセスメントを実施した記録	平24厚令29第15条第2項第7号 規則第1条の2の7

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
⑧ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第二十一条の五の五第一項 に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。	いる・いない
⑨ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。	いる・いない
⑩ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議（相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報機器（以降「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。以下同じ。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	いる・いない
⑪ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。	いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
⑪ 障害児支援利用計画案の説明及び同意（第2項第8号） 障害児支援利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、障害児等自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は障害児等の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービス及びサービスの内容についても障害児等の希望を尊重するとともに、作成された障害児支援利用計画案についても、最終的には、その内容について障害児又はその家族に説明を行った上で文書によって障害児等の同意を得ることを義務づけることにより、障害児等によるサービスの選択やサービス内容等への障害児等の意向の反映の機会を保障するものである。 なお、障害児又はその家族への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる障害児通所給付費等の対象となるか区分した上で行う必要がある。	障害児支援利用計画（保護者の署名捺印）	平24厚令29第15条第2項第8号
⑫ 障害児支援利用計画案の交付（第2項第9号） 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、遅滞なく障害児等に交付しなければならない。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、障害児支援利用計画案は、5年間保存しなければならない。	利用者に交付した記録 障害児支援利用計画（障害児又は家族の署名捺印）	平24厚令29第15条第2項第9号
⑬ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第2項第10号） 相談支援専門員は、障害児及びその保護者の意向を踏まえた効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、通所給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、通所給付決定の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。 なお、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）第15条において、指定障害児通所支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。	サービス担当者会議記録 障害児支援利用計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録	平24厚令29第15条第2項第10号
⑭ サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意（第2項第11号） 相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって障害児等の同意を得なければならない。	サービス担当者会議記録 障害児支援利用計画（保護者の署名捺印）	平24厚令29第15条第2項第11号

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
⑫ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。	いる・いない
(3) 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1の基本方針及び11(1)、(2)に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとなっているか。	いる・いない
① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（障害児についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。	いる・いない
② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。	いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
⑮ 障害児支援利用計画の交付（第2項第12号） 相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案について、第11号の障害児等の同意を得た後、障害児支援利用計画を作成した際には、遅滞なく障害児等及び担当者に交付しなければならない。 また、相談支援専門員は、担当者に対して障害児支援利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、障害児支援利用計画は、5年間保存しなければならない。	利用者に交付した記録 障害児支援利用計画（保護者の署名捺印）	平24厚令29第15条第2項第12号 平24厚令29第15条第3項
⑯ 障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3項第1号） 指定障害児相談支援においては、障害児の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて障害児に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、障害児支援利用計画の作成後においても、障害児及びその家族、福祉サービスの事業者等との連絡を継続的に行うことにより、障害児支援利用計画の実施状況や障害児についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。 なお、障害児の解決すべき課題の変化は、障害児に直接サービスを提供する福祉サービス事業者を行う者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該福祉サービスの事業者を行う者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、障害児の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、福祉サービス等の事業者を行う者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。	障害児支援利用計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 事業者等と連絡調整した記録 地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨をした記録	平24厚令29第15条第3項第1号
⑰ モニタリングの実施（第3項第2号） 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児支援利用計画の作成後においても、障害児及びその家族、福祉サービスの事業者等との連絡を継続的に行うこととし、市町村が通所給付決定の際に、障害児等に対して通知するモニタリング期間ごとに、障害児の居宅で面接を行い、その結果を記録することが必要である。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。	アセスメント及びモニタリングに関する記録 面接記録 経過記録	平24厚令29第15条第3項第2号 規則第1条の2の7

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
③ 11(3)①に規定するサービス等利用計画の変更を11(2)①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定に準じて行っているか。 ④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 ⑤ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。 ⑥ 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
12 テレビ電話装置等を活用 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。 ① 当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が平成24年厚生労働省告示第233号に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅等との間に一定の距離があること。 ② 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。	ある・ない いる・いない
13 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付 障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	いる・いない
14 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知 指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	いる・いない
15 管理者の責務 (1)管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2)管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に平成24年厚労省令第29号第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
⑩ 障害児支援利用計画の変更（第3項第3号） 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第7号及び第10号から第12号までに規定された障害児支援利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。 なお、障害児等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、相談支援専門員が障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。 ⑪ 指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号） 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 ⑫ 指定障害児入所施設等との連携（第3項第5号） 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から障害児相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、指定障害児入所施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。 ⑬ インクルージョンの観点を踏まえた情報提供及び助言（第3項第6号） 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。	同準用項目と同一文書 施設等への入所又は入院を希望した場合に紹介した書類及びその際のサービス提供記録 施設等から退所又は退院を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録	平24厚令29第15条第3項第3号 平24厚令29第15条第3項第4号 平24厚令29第15条第3項第5号 平24厚令29第15条第3項第6号
(12) テレビ電話装置等を活用した面接（基準第15条の2） ➤こども家庭庁長官が定める地域（平成24年厚生労働省告示第233号） ・離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ・奄美群島振興開発等区別措置法第1条に規定する奄美群島等	○適宜必要と認める資料	平24厚令29第15条の2
(13) 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付（基準第16条） 指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等からの申出があった場合には、変更後の指定障害児相談支援事業者が滞りなく指定障害児相談支援の業務を行うことができるよう、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないこととしたものである。	適宜必要と認める資料	平24厚令29第16条
(14) 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知（基準第17条） 法第57条の2第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって障害児相談支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収できるものであり、指定障害児相談支援事業者は、その障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な手段によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。	適宜必要と認める資料	平24厚令29第17条
(15) 管理者の責務（基準第18条） 指定障害児相談支援事業所の管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第2章第3節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うことを規定したものである。	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料	平24厚令29第18条第1項 平24厚令29第18条第2項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
16 運営規程 指定障害児相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(16) 運営規程（基準第 19 条） 指定障害児相談支援の事業の適正な運営及び障害児等に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、基準第19条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害児相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 従業員の職種、員数及び職務の内容（第 2 号） 従業員については、相談支援専門員、相談支援員、その他の従業員に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。なお、従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第 3 条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（基準第 5 条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。） ② 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額（第 4 号） 指定障害児相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び障害児相談支援対象保護者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。 障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額については、障害児相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、基準第12条第 2 項に規定する額を指すものである。 ③ 通常の事業の実施地域（第 5 号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。 ④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第 6 号） 指定障害児相談支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。 ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第 7 号） 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害児相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には、 ア 虐待の防止に関する担当者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） オ 基準第28条の 2 第 1 項の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること 等を指すものであること。	運営規程	平24厚令29 第19条

主眼事項 及び 着眼点	自己評価

チェックポイント	確認文書	根拠法令
⑥ その他運営に関する重要事項（第8号） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発0707 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。		

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
17 勤務体制の確保等 (1) 障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。 (3) 相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (4) 職場におけるセクシュアルハラスメント（上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含む）やパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のために、チェックポイント（17）④のア及びイの規定に沿って行われているか。 ア 指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 a 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。 b 相談（苦情を含む）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(17) 勤務体制の確保等（基準第 20 条） 障害児等に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。 ① 基準第20条第 1 項は、指定障害児相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。 ② 同条第 2 項は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者によって指定障害児相談支援を提供すべきことを規定したものであるが、指定障害児相談支援事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。 ③ 同条第 3 項は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 ④ 同条第 4 項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定障害児相談支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ア 指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 指定障害児相談支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための指定障害児相談支援事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律	従業者の勤務表 勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類 研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針 が分かる書類	平24厚令29 第20条第1項 平24厚令29 第20条第2項 平24厚令29 第20条第3項 平24厚令29 第20条第4項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
イ 指定障害児相談支援事業者が講じることが望ましい取組について 職場におけるハラスメントの防止のために、たとえば、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス婦長への相談対応、迷惑行為者に対して１人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）がなされているか。 １８ 業務継続計画の策定等 （１） 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して支援を受けられるよう、指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(令和元年法律第24号) 附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 イ 指定障害児相談支援事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 (18) 業務継続計画の作成等（基準第20条の2） ① 基準第20条の2は、指定障害児相談支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第20条の2に基づき指定障害児相談支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）を参照されたい。 ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ア 感染症に係る業務継続計画 - a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） - b 初動対応 - c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	業務継続計画	平24厚令29 第20条の2 第1項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
(2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	いる・いない
(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	いる・いない
19 設備及び備品等 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定障害児相談支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類	平24厚令29第20条の2第2項 平24厚令29第20条の2第3項
(19) 設備及び備品等（基準第 21 条） ① 事務室 指定障害児相談支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定障害児相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 ② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定障害児相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は障害児等が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。 ③ 設備及び備品等 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定障害児相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。	適宜必要と認める資料	平24厚令29第21条

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
20 衛生管理等 (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 (4) 事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を策定し、平常時の対策及び発生時の対応を規定しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(20) 衛生管理等（基準第 22 条） ① 基準第22条第 1 項及び第 2 項は、指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。 ② 同条第 3 項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき指定障害児相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定障害児相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該指定障害児相談支援事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、指定障害児相談支援事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における指定障害児相談支援事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。	衛生管理に関する書類 衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症の予防及びまん延の防止のための指針	平24厚令29第22条第1項 平24厚令29第22条第2項 平24厚令29第22条第3項第1号 平24厚令29第22条第3項第2号

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
(5) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	いる・いない
2 1 掲示等 (1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 又は、これらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	いる・いない
(2) (1) に規定する重要事項の公表に努めているか。	いる・いない

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
2 2 秘密保持等 (1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 (3) サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	いない・いる いる・いない いる・いない
2 3 広告 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	いない・いる
2 4 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止 (1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 (2) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 (3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。	いない・いる いない・いる いない・いる

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(22) 秘密保持等（基準第 24 条） ① 基準第24条第 1 項は、指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 ② 同条第 2 項は、指定障害児相談支援事業者に対して、過去に当該指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。 ③ 同条第 3 項は、相談支援専門員、相談支援員及び障害児支援利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定障害児相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に障害児及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 従業者及び管理者の秘密保持誓約書、その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） 個人情報同意書 事業者のHP画面・パンフレット	平24厚令29第24条第1項 平24厚令29第24条第2項 平24厚令29第24条第3条 平24厚令29第25条
(24) 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止（基準第 26 条） ① 基準第26条第 1 項は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者が当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員及び相談支援員に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じるものである。これは、障害児支援利用計画があくまで障害児の解決すべき課題に即したものであることを要求したものである。例えば、指定障害児相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業所の管理者が、同一法人系列の福祉サービス事業者による福祉サービスのみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービス事業者の利用を妨げることを指すものである。 ② 同条第 2 項は、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が障害児等に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業を行う者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁止した規定である。これも前項と同様、相談支援の公正中立をうたったものであり、例えば、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指すものである。 ③ 同条第 3 項は、相談支援の公正中立を確保するために、指定障害児相談支援事業者及びその従業者が、障害児等に対して特定の福祉サービスの事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービスの事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を享受してはならないこととしたものである。	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料	平24厚令29第26条第1項 平24厚令29第26条第2項 平24厚令29第26条第3項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
25 苦情解決 (1) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により市長が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定障害児相談支援事業者は、市長又は市町村から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を市長又は市町村長に報告しているか。 (7) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	いる・いない 事例 有・無 いる・いない 事例 有・無 いる・いない 事例 有・無 いる・いない 事例 有・無 いる・いない 事例 有・無 いる・いない 事例 有・無 いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(25) 苦情解決（基準第 27 条） ① 基準第27条第 1 項は、障害児等の保護及び適切かつ円滑な指定障害児相談支援及び福祉サービス等の利用に資するため、自ら提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に対する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないこととしたものである。そのために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための必要な措置を講じなければならない。 当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して障害児又はその家族に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。 ② 同条第 2 項は、苦情に対し指定障害児相談支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定障害児相談支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。 また、指定障害児相談支援事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきである。 なお、基準第30条第 2 項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければならない。 ③ 同条第 3 項から第 6 項までの規定は、住民に最も身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村及び都道府県が、指定障害児相談支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言及び報告命令を行えることを運営基準上、明確にしたものである。 ④ 同条第 7 項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあつせんにできるだけ協力することとしたものである。	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル 市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 市への報告書 運営適正委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料	平24厚令29 第27条第1項 平24厚令29 第27条第2項 平24厚令29 第27条第3項 平24厚令29 第27条第4項 平24厚令29 第27条第5項 平24厚令29 第27条第6項 平24厚令29 第27条第7項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
2 6 事故発生時の対応 (1) 障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、市、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) (1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (3) 障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例 有・無い いる・いない 事例 有・無い いる・いない 事例 有・無い いる・いない
2 7 虐待の防止 (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(26) 事故発生時の対応（基準第 28 条） 障害児等が安心して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。 このほか、以下の点に留意するものとする。 ① 障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定障害児相談支援事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所にAEDを設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することも差し支えない。 ② 指定障害児相談支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。 ③ 指定障害児相談支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。 (27) 虐待の防止（基準第28条の2） ① 同条第1項の虐待防止委員会の役割は、 ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） の3つがある。 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止を担当する者を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。 なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要。 なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、感染対策委員会（要確認）と関係する職種等が相互に関係が深いと認められることから、これらと一体的に設置・運営することも差し支えない。 指定障害児相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のような対応を想定している。	事故対応マニュアル 市、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） 委員会議事録	平24厚令29第28条第1項 平24厚令29第28条第2項 平24厚令29第28条第3項 平24厚令29第28条の2第1項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
(2) 従業者に対する虐待防止のための研修を定期的実施（年1回以上）するとともに、新規採用時に虐待防止のための研修を実施しているか。 (3) (1) 及び (2) に掲げる措置を適切に実施するための担当者（相談支援専門員）を配置しているか。 28 会計の区分 指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ② 指定障害児相談支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害児相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。 なお、研修の実施は、職員研修施設内で行う研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ④ 同条第3項の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置して下さい。 (28) 会計の区分（基準第29条） 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。	研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類 収支予算書・決算書等の会計書類	平24厚令29第28条の2第2項 平24厚令29第28条の2第3項 平24厚令29第29条

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
2 9 記録の整備 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画 ロ アセスメントの記録 ハ サービス担当者会議等の記録 ニ モニタリングの結果の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	いる・いない いる・いない
3 0 電磁的記録等 (1) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されているもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、時期的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によっているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
(29) 記録の整備（基準第 30 条） 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第30条第2項により、指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該障害児相談支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならないこととしたものである。 ① 第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画 ロ アセスメントの記録 ハ サービス担当者会議等の記録 ニ モニタリングの結果の記録 ③ 第17条に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記①～⑤の記録	平24厚令29 第30条第1項 平24厚令29 第30条第2項
第三 雑則 (1) 電磁的記録について 基準第31条第1項は、指定障害児相談支援事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。令和3年7月1日施行。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、基準第31条第1項において電磁的記録により行うことができるものとされているものは、①及び②に準じた方法によること。 ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 (2) 電磁的方法について 基準第31条第2項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で次に掲げる電磁的方法により行うことができることとしたものである。令和3年7月1日施行。 ① 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。 ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、基準第5条第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。 a 電子情報処理組織を使用する方法のうち(a)又は(b)に掲げるもの (a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料	平24厚令29 第31条第1項 平24厚令29 第31条第2項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
第4 変更の届出等 (1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、同施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	確認文書	根拠法令
送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第5条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） b 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ウ アaの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 エ 事業者等は、アの規定により基準第5条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 a アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの b ファイルへの記録の方式 オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第5条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 ③ その他、基準第31条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ④ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料	法第24条の32第1項 施行規則第25条の26の7第1項～第2項 法第24条の32第2項 施行規則第25条の26の7第3項

主眼事項 及び 着眼点	自己評価																								
「障害児相談支援報酬告示」（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号） 第5 給付費の算定及び取扱い ≪基本事項≫ （１）児童福祉法第24条の26第2項の規定に基づき、指定障害児相談支援に要する費用の額は、別表障害児相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 （２）（１）の規定により、指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 1 障害児相談支援費 イ 障害児支援利用援助費 <table border="0"> <tr> <td>（１）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）</td><td>2, 2 0 1 単位</td></tr> <tr> <td>（２）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）</td><td>2, 1 0 1 単位</td></tr> <tr> <td>（３）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）</td><td>2, 0 1 6 単位</td></tr> <tr> <td>（４）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）</td><td>1, 8 6 6 単位</td></tr> <tr> <td>（５）障害児支援利用援助費（Ⅰ）</td><td>1, 7 6 6 単位</td></tr> <tr> <td>（６）障害児支援利用援助費（Ⅱ）</td><td>8 1 5 単位</td></tr> </table> ロ 継続障害児支援利用援助費 <table border="0"> <tr> <td>（１）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）</td><td>1, 8 9 6 単位</td></tr> <tr> <td>（２）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）</td><td>1, 7 9 6 単位</td></tr> <tr> <td>（３）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）</td><td>1, 6 9 9 単位</td></tr> <tr> <td>（４）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）</td><td>1, 5 4 8 単位</td></tr> <tr> <td>（６）継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）</td><td>1, 4 4 8 単位</td></tr> <tr> <td>（７）継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）</td><td>6 6 2 単位</td></tr> </table> 注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児（同項に規定する）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。 （１）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定指定障害児相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ）については1人につき相談支援専門員0.5人とみなし算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ただし、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。	（１）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2, 2 0 1 単位	（２）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	2, 1 0 1 単位	（３）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	2, 0 1 6 単位	（４）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1, 8 6 6 単位	（５）障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1, 7 6 6 単位	（６）障害児支援利用援助費（Ⅱ）	8 1 5 単位	（１）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1, 8 9 6 単位	（２）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1, 7 9 6 単位	（３）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1, 6 9 9 単位	（４）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1, 5 4 8 単位	（６）継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1, 4 4 8 単位	（７）継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	6 6 2 単位	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
（１）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2, 2 0 1 単位																								
（２）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	2, 1 0 1 単位																								
（３）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	2, 0 1 6 単位																								
（４）機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1, 8 6 6 単位																								
（５）障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1, 7 6 6 単位																								
（６）障害児支援利用援助費（Ⅱ）	8 1 5 単位																								
（１）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1, 8 9 6 単位																								
（２）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1, 7 9 6 単位																								
（３）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1, 6 9 9 単位																								
（４）機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1, 5 4 8 単位																								
（６）継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1, 4 4 8 単位																								
（７）継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	6 6 2 単位																								

チェックポイント	根拠法令
第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24 年厚生労働省告示第126 号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項 障害児相談支援費の算定について（平24障発0330第16 第四の1） 1 障害児相談支援費の算定について （1）基本的な取扱いについて 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 一 指定障害児支援利用援助 （一）障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第15 条第2 項第6 号） （二）障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の文書による同意（同項第8 号及び第11号） （三）障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9 号及び第12 号） （四）サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10 号） ② 指定継続障害児支援利用援助 （一）障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第3 項第2 号） （二）障害児支援利用計画の変更についての①の（一）から（四）に準じた手続の実施（同条第3 項第3 号により準用する同条第2 項第6 号、第10 号から第12 号まで） ③ 機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費）の取扱いについて （一）趣旨 機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費を含む。）は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。 （二）基本的取扱方針 当該報酬の対象となる事業所は、以下について強く望まれるものである。 ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること ・ 協議会と連携や参画していること 本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27 年厚生労働省告示第181 号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）に係る各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。	平24厚告126の一 平24厚告126の二 平24厚告126 別表の1の注1 平27厚告181の一

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
(2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 注2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。 (1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。 (2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 (3) 継続障害児支援利用支援費(Ⅲ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 注3 指定障害児相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 (第2項第6号 アセスメントにおける留意点 第2項第8号 障害児支援利用計画案の説明及び同意 第2項第9号 障害児支援利用計画案の交付 第2項第10号 サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取 第2項第11号 サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意 第2項第12号 障害児支援利用計画の交付 第3項第2号 モニタリングの実施 第3項第3号 障害児支援利用計画の変更)	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いない・いる

	チェックポイント	根拠法令
(一) 共通事項 ア 共通 (ア)人員配置要件 a 総則	質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を２名から４名以上配置し、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。	平24厚告126 別表の1の注2 平27厚告181の一
b 兼務の取扱い	配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。このほか、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）が、具体的な取扱いについては、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。	
(イ)留意事項伝達会議	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の a から c までの掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。 a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (g) その他必要な事項 b 議事については、記録を作成し、５年間保存しなければならないこと。 c 「定期的」とは、概ね週１回以上であること。 なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(イ)のaの(c)に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。	平24厚告126 別表の1の注3
(ウ)現任研修修了者同行による研修	現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。 なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。	
(エ)支援困難ケースの受入	自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。	
(オ)事例検討会への参加	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。	

主眼事項 及び 着眼点	自己評価

チェックポイント	根拠法令
(カ) 取扱件数 取扱件数については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。 また、取扱件数は、1 月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値 以下「障害児相談支援対象障害者等の平均数」という。 を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、1 人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。）の員数の前 6 月の平均値 以下「相談支援専門員の平均員数」という。 で除して得た数とする。 なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用援助又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者の数も取扱件数に含むものとする。 イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合 (ア) 趣旨 障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定障害児相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び 24 時間の連絡体制が確保されていることにより、(二)のア及びイ、(三)のア及びイ並びに(四)のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。 (イ) 要件 次の a から c までに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。 a 体制要件 次の (a) から (c) までに掲げる要件をいずれも満たしていること。 (a) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。 (b) 機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月 1 回）に確認が実施されていること。 (c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月 2 回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。 b 事業所要件 次の (a) 又は (b) に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。 (a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。 (b) 地域生活支援拠点を構成する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。 なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。 また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。 c 人員配置要件（各事業所） 当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。 (二) 機能強化型障害児支援利用援助費（I）について ア 人員配置要件 常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以	

主眼事項 及び 着眼点	自己評価

チェックポイント	根拠法令
ただし、3 名 現任研修修了者 1 名を含む。を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。 なお、その他の兼務の取扱いについては、（一）のアの(ア)のbを参照すること。 イ 24 時間の連絡体制 24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。 ウ 協議会への参画 協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部 会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。 エ 基幹相談支援センターによる取組への参画 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-3 相談支援事業実施要領の 3 の (1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。 (三) 機能強化型サービス利用支援費Ⅱ について ア 人員配置要件 常勤かつ専従の相談支援専門員を3 名以上配置し、そのうち1 名以上現任研修修了者であること。ただし、2 名 現任研修修了者 1 名を含む。を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、のアの(ア)のbを参照すること。 イ 24 時間の連絡体制 (二)のイの規定を準用する。 ウ 協議会への参画 (二)のウの規定を準用する。 エ 基幹相談支援センターによる取組への参画 (二)のエの規定を準用する。 (四) 機能強化型サービス利用支援費Ⅲ について ア 人員配置要件 常勤かつ専従の相談支援専門員を2 名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、現任研修修了者1 名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市長が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、のアの(ア)のbを参照すること。 イ 協議会への参画 (二)のウの規定を準用する。 ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画 (二)のエの規定を準用する。 (五) 機能強化型サービス利用支援費Ⅳ について ア 人員配置要件 専従の相談支援専門員を2 名以上配置し、かつ、そのうち 1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、(一)のアの(ア)のbに規定する業務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することができないことに留意すること。	

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
〔同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合〕 注 4 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。 〔情報公表未報告減算〕 注 5 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。 〔業務継続計画未策定減算〕 注 6 指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。 〔虐待防止措置未実施減算〕 注 7 指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。 〔特別地域加算〕 注 8 別に子ども家庭庁長官が定める地域（以下「特別地域」という）に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 〔地域生活支援拠点等機能強化加算〕 注 9 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、イの(1)の機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）若しくはイの(2)の機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）又はロの(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）若しくはロの(2)の機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に 500 単位を加算しているか。 ただし、拠点コーディネーター（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする 2 利用者負担上限額管理加算 150 単位 注 指定障害児相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて 継続障害児支援利用援助費については、法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合について 障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。 なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。 ○情報公表未報告の場合の所定単位数の減算について 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合にあっては所定単位数を減算するものであること。また、施行規則において、市長は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。 ○業務継続計画未作成の場合の所定単位数の減算について 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定等の場合にあっては、所定単位数を減算する。 ・以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。 ① 感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置（研修・訓練、必要に応じた計画の変更）を講ずること。 ○虐待防止措置を未実施の場合の所定単位数の減算について 施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について、減算する。 ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと。	

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
3 初回加算 500単位 注1 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 注2 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話等を活用して当該障害児及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る）は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。 4 主任相談専門支援員配置加算 注1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合であっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 主任相談専門支援員配置加算（Ⅰ） 300単位 ロ 主任相談専門支援員配置加算（Ⅱ） 100単位 注2 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定計画相談支援その他のこれに類する職務に従事しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
3 初回加算の取扱いについて 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。 (1) 新規に障害児支援利用計画を作成する場合 なお、指定障害児相談支援を利用せずに障害児通所支援を利用している障害児相談支援対象保護者について障害児支援利用計画を作成する場合についても含まれる。 (2) 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合 (3) 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が3月を超える場合であって、3月が経過する日以後に月2回以上、障害児等に面接を行った場合 なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。 上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。))を乗じて得た単位数)を加算するものである。 ただし、初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 4 主任相談支援専門員配置加算について (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、<u>相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。</u> なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型障害児支援利用援助費と同趣旨であるため、(一)のアの(ア)のbを参照すること。 (2) 算定にあたっての留意事項 当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ、算定する。 ①主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) (一) 事業所の要件 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市長が認める指定特定相談支援事業所に限る。 (二) 主任相談支援専門員が行うべき事項 主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に加え、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。))等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。	平24厚告126 別表の3の注1 平27厚告181の二 平24厚告126 別表の3の注2 平24厚告126 別表の4の注 平30厚告116

主眼事項 及び 着眼点	自己評価

チェックポイント	根拠法令
② 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。 なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の(ロ)のアからウに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）	

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
5 入院時情報連携加算 注 障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所（病院等）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 300単位 ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 150単位	いる・いない いる・いない
6 退院・退所加算 300単位 注 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」をいう）に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」をいう）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。（3の初回加算を算定する場合を除く。）。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
5 入院時情報連携加算の取扱いについて (1) 趣旨 計画相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児等の 基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等 をいう。 なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該障害児等の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、次に掲げる区分に応じ、障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度として算定する。 ①入院時情報連携加算（Ⅰ） 医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。 ②入院時情報連携加算（Ⅱ） ①以外方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。 (3) 手続 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。）を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算Ⅱを算定することはできない。	
6 退院・退所加算の取扱いについて (1) 趣旨 病院若しくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていた障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定できない。 なお、障害児及びその家族に関する必要な情報とは、第四の7の（1）の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。 (2) 算定に当たっての留意事項 退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回分を限度に加算を算定できるものであること。 (3) 手続 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。	

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
7 保育・教育等移行支援加算 注 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。 また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。 (1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 150単位 (2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。）300単位 (3) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）300単位	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
7 保育・教育等移行支援加算 (1) 趣旨 当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、関係機関に対して情報提供を行い支援内容の検討に協力した場合、月2回以上の居宅への訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加した場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。 障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。 障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該障害児に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、障害児の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、（1）記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）から（3）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ2回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。 例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、障害児等に面接をし、かつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。 ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。 また、当該加算は、障害児が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。 ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。 (3) 手続 ① 障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）を算定する場合は5の（3）【入院時情報連携加算】の規定を準用する。 ② 障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（2）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ③ 障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（3）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。	

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
8 医療・保育・教育機関等連携加算 注1 指定障害児相談支援事業所が次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算しているか。 (1) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く。）を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合（障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度） （初期加算を算定する場合及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院・退所等する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く）次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数 (一) 指定障害児支援利用援助を行った場合 200単位 (二) 指定継続障害児支援利用援助を行った場合 300単位 (2) 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一病院等については1月に1回を限度とする。1のイ又はロを算定する場合に限る。） 300単位 (3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（1のイ又はロを算定する場合に限る。） 150単位 注2 注1の(3)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度としているか。 (1) 病院等及び訪問看護ステーション等 (2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く） 9 集中支援加算 注1 指定障害児相談支援事業者が次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算しているか。ただし、(1)から(3)までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。 (1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位 (2) サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。10の注において同じ。）に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位 (3) 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。） 300単位 (4) 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。1のイ又はロの算定する月を除く。） 300単位 (5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（1のイ又はロの算定する月を除く。） 150単位 注2 注1(5)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度としているか。 (1) 病院等及び訪問看護ステーション等 (2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く）	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
8 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算は、障害児が利用する病院等、訪問看護事業所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的とするものであるから、当該加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 当該加算の算定が可能な場合は次のとおりである。 ① 福祉サービス等提供機関の職員との面談等 福祉サービス等提供機関（障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス等事業者を除く。以下 10 において同じ。）の職員との面談又は会議により、障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で指定障害児利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合 ② 障害児への通院同行 障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合 ③ 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に係る必要な情報を提供した場合 (2) 手続 6 の (3) 【退院・退所加算】の規定を準用する。 9 集中支援加算について (1) 趣旨 当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外において、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものである。なお、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意すること。 ①障害児等への訪問による面接 障害児等又は市町村等の求めに応じ、月2 回以上、利用者等に面接する場合 ②サービス担当者会議の開催 サービス担当者会議を開催し、障害児支援利用計画の変更等について検討を行う場合 ③関係機関が開催する会議への参加 福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合 ④障害児への通院同行 障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報を提供した場合 ⑤福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合 (2) 算定にあたっての留意事項 加算の算定方法 当該加算は、(1)の ① から ⑤ までに該当する場合、1 月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。 なお、(1)の ① から ⑤のいずれの場合も、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費を算定している場合は、当該加算は算定できない。 関係機関が開催する会議への参加については、保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の主旨、つなぎ先等が同様で、保育・教育等移行支援加算を算定する場合は本加算を算定できない。また、入院時情報連携加算（Ⅰ）又は 退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。	平24厚告126 別表の8の注 平24厚告126 別表の9の注

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
10 サービス担当者会議実施加算 100単位 注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、8の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは算定しない。	いる・いない
11 サービス提供時モニタリング加算 100単位 注 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問し、（障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害児通所支援の提供状況を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員は、一人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。	いる・いない

チェックポイント

10 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて

(1) 趣旨

継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児相談支援対象保護者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。

(2) 算定に当たっての留意事項

サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、障害児相談支援基準第 15 条第 2 項第 10 号に規定するとおりとする。サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。

また、障害児相談支援報酬告示 8 の医療・保育・教育機関等連携加算の注 1 の（１）を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。

11 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて

(1) 趣旨

継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、支援の提供場面を直接確認することにより、支援の提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。

なお、支援提供時のモニタリングを実施するに当たっては次のような事項を確認し、記録するものとする。

- ① 障害児通所支援の事業所等における支援の提供状況
- ② 支援提供時の障害児の状況
- ③ その他必要な事項

(2) 算定に当たっての留意事項

1 人の相談支援専門員が 1 月に請求できる当該加算の件数は 39 件（相談支援員の場合は 19 件）を限度とし、当該利用者が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所における支援提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。

障害児通所支援の提供場所等が特別地域に所在する場合であって指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用して支援提供場面を確認することも可能である。なお、一定の距離については、障害児通所支援の提供場所等への訪問に片道概ね 1 時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。

(3) 手続

(1) における記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
12 行動障害支援体制加算 35単位 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算については算定しない。 イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位 ロ 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位	いる・いない いる・いない

チェックポイント

12 行動障害支援体制加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児への支援を現に実施している又は行動障害のある障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

なお、強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 共通事項

当該加算は行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する障害児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである。

② 行動障害支援体制加算（Ⅰ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

（一）対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を児基準の合計点数が20点以上である者（以下「強度行動障害を有する児」という。）としている。そのため、障害児が強度行動障害を有するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認すること考えられる。

（二）対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害を有する児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害を有する児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害を有する者（障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目の合計点数が10点以上である者）又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

③ 行動障害支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

(3) 手続

当該加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
13 要医療児者支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 60単位 ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 30単位	いる・いない
14 精神障害者支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) 60単位 ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) 30単位	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
13 要医療児者支援体制加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等への支援を現に実施している又は医療的ケア児等について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。 ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。 なお、医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。 (2) 算定に当たっての留意事項 ① 共通事項 第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「医療的ケア児等」と読み替える。 ② 要医療児者支援体制加算Ⅰ 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。 (一)対象となる障害児 当該区分は、支援対象者の要件を医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「対象医療的ケア児」という。）としている。そのため、障害児が対象医療的ケア児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。 (二)対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。 なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。 ③ 要医療児者支援体制加算Ⅱ 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。 (3) 手続 12の(2)【行動障害支援体制加算】の規定を準用する。	平24厚告126 別表の13の注 平27厚告181の 五 平24厚告126 別表の14の注 平27厚告181の 六
14 精神障害者支援体制加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神に障害を有する児童への支援を現に実施しており、かつ、障害児が通院する病院等若しくは障害児が利用する訪問看護事業所における保健師、看護師若しくは精神保健福祉士等と必要な連携をとっている又は精神に障害を有する児童について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。 ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。	平24厚告126 別表の15の注 平27厚告181の 七

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
14の2 高次脳機能障害支援体制加算 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) 60単位 ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位	いる・いない

チェックポイント

なお、精神に障害を有する児童の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 共通事項

第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「精神に障害を有する児童」と読み替えること。

② 精神障害者支援体制加算（Ⅰ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であってかつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っており、(三)に規定する連携体制が構築されている場合に算定するものである。

(一) 対象となる障害者

当該区分は、支援対象者の要件を児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童（以下「精神に障害のある児童」という。）としている。そのため、障害児が精神に障害のある児童に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することが考えられる。

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神に障害のある児童に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、精神に障害のある児童に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

(三) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制

当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神に障害のある児童に対する支援に関して検討を行っていることとする。また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、障害児が通院又は利用するとは、障害児が前1年以内に通院又は利用していることとする。

③ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

14の2 高次脳機能障害支援体制加算 高次脳機能障害支援体制加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者（以下「高次脳機能障害者」という。）であって満18歳に満たないもの（以下「高次脳機能障害児」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害児への支援を現に実施している又は高次脳機能障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

ここでいう「高次脳機能障害支援者養成に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-12に定める「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修（基礎研修及び実践研修）又はこれに準ずるものとして、同研修におけるカリキュラムで示された研修内容と同等以上のものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、高次脳機能障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 共通事項 第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「高次脳機能障害児」と読み替えること。

② 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定する

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
15 ピアサポート体制加算 100単位 注 別にこども家庭庁長官が定める基準（右記のとおり）に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
(一) 対象となる障害児 当該区分は、支援対象者の要件を高次脳機能障害児としている。そのため、障害児が高次脳機能障害児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認に当たっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。 ア 障害児通所支援等の支給決定における医師の意見書 イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 ウ その他医師の診断書等(原則として主治医が記載したものであること) (二) 対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害児の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害児の保護者に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、高次脳機能障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。 ③ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。 15 ピアサポート体制加算の取扱いについて 障害児相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。 ア 障害者又は障害者であったと市町村が認める者(以下この16において「障害者等」という。)であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者 イ 管理者、相談支援専門員、相談支援員はその他指定障害児相談支援に従事する者 なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所又は指定計画相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。 (1) 算定に当たっての留意事項 ア 研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。 イ 障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。 (ア) 身体障害者 身体障害者手帳 (イ) 知的障害者 ① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。	平24厚告126 別表の15の注 平27厚告181の七

主眼事項 及び 着眼点	自己評価

チェックポイント	根拠法令
(ウ) 精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。 ① 精神障害者保健福祉手帳 ② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等 (エ) 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 (オ) その他市町村が認める書類又は確認方法 (2) 手続 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。	

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下この注において「要支援児」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 ➤ 厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告181・第11号） 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。	いる・いない
17 地域体制強化共同支援加算 2,000単位 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ➤ 厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告181・第12号） 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
16 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に障害児相談支援対象保護者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。 また、当該加算は、他の指定障害児相談支援事業所において指定障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること。 (3) 手続 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。	平24厚告126 別表の16の注 平27厚告181の八
17 地域体制強化共同支援加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算は、指定障害児相談支援事業所が把握した障害児の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進するを行うことを目的とするものであることから、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、支援が困難な障害児に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養や又は地域において生活する上で必要となる説明等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に加算するものである。 当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。 ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられているを定めていること。 ② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。 また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。 なお、当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。	平24厚告126 別表の17の注 平27厚告181の八

主眼事項 及び 着眼点	自己評価
18 遠隔地訪問加算 300単位 注 障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、3の初回加算（注2に該当する場合に限る。）、5の入院時情報連携加算（注のイの入院時連携加算（I）を算定する場合に限る。）、6の退院・退所加算、7の保育・教育等移行支援加算（注の(2)に該当する場合に限る。）、8の医療・保育・教育機関等連携加算（注1の(1)及び(2)に該当する場合に限る。）又は9の集中支援加算（注1の(1)及び(4)に該当する場合に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。 ただし、3の初回加算については、3の注2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
なお、協議会等への報告の内容等詳細については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」（令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室）を参照すること。 （3） 手続 当該加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 18 遠隔地訪問加算 （1） 趣旨 当該加算は、特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。 （2） 算定に当たっての留意事項 ① 対象となる加算 当該加算は以下に上げる加算と合わせて算定するものである。 （一） 初回加算 注2に該当する場合に限る。 （二） 入院時情報連携加算 注のイの入院時情報連携加算（I）を算定する場合に限る （三） 退院・退所加算 （四） 保育・教育等移行支援加算 注(2)に該当する場合に限る。 （五） 医療・保育・教育機関等連携加算 注1の(1)及び(2)に該当する場合に限る。 （六） 集中支援加算 注1の(1)及び(4)に該当する場合に限る。 ② 対象区域 当該加算の算定対象となる訪問先については、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関であるが、一定の距離については、障害児等の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。 ③ 加算の算定方法 当該加算の算定に当たっては、300 単位に ① の(一)から(六)までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。 ただし、初回加算については、第四の 5の(3) に規定する場合に該当する月数（3 を限度とする。）を算定回数とする。例えば、当該月数が 2 の場合、当該加算は 300 単位に 2 を乗じて 600 単位を算定するものとする。	

